

○厚生労働省告示第百八十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和五年十月一日から適用する。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
I ~ V (略)					I ~ V (略)				
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格					VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
	品 名		単 位	材料価格		品 名		単 位	材料価格
	001 (略)					001 (略)			
	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S 適合品)		1 g	<u>7,183円</u>		002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S 適合品)		1 g	<u>6,817円</u>
	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S 適合品)		1 g	<u>7,166円</u>		003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S 適合品)		1 g	<u>6,800円</u>
	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)		1 g	<u>7,316円</u>		004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)		1 g	<u>6,950円</u>
	005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)		1 g	<u>7,143円</u>		005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)		1 g	<u>6,777円</u>
	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)		1 g	<u>3,095円</u>		006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)		1 g	<u>3,077円</u>
	007~009 (略)					007~009 (略)			
	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)		1 g	<u>3,832円</u>		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)		1 g	<u>3,781円</u>
	011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	J	1 g	<u>157円</u>		011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	J	1 g	<u>151円</u>
	012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	J	1 g	<u>190円</u>		012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	J	1 g	<u>184円</u>
	013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)		1 g	<u>272円</u>		013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)		1 g	<u>269円</u>
	014~069 (略)					014~069 (略)			
VII ~ IX (略)					VII ~ IX (略)				